

第二東京弁護士会の震災対応への取組

平成23年度第二東京弁護士会 東日本大震災担当副会長

中山ひとみ

1 東京三弁護士会東日本大震災復旧・復興本部担当会としての取組

第二東京弁護士会（以下、当会という）は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに続く福島第一原子力発電所の事故（以下、原発事故という）による被害に関する対応を、平成23年度の最重要課題と位置付け、様々な活動に取り組んだ。

まず、東京弁護士会、第一東京弁護士会とともに、「東京三弁護士会東日本大震災復旧・復興本部」（以下、東京三会復旧復興本部という）を設置した。平成23年度は当会が担当会であったことから、東京三会復旧復興本部の本部長に澤井英久会長、本部長代行に米正剛副会長、事務局長に中山ひとみ副会長、事務局次長に小海範亮会員が任せられ、また多くの会員が本部員となって、東京三会復旧復興本部の中心を担って活動した。

担当会としての責任ある取組を行う必要上、東日本大震災に対応するための予算についても格別の配慮をし、1億円の特別会計を組んだ。さらに、震災対応の嘱託弁護士を3名選任し、相談会の連絡・調整、相談担当弁護士の相談内容の精査、各関係機関との会議への出席、研修の企画等の業務を行った。また、担当会として、相談会における相談担当弁護士の派遣割当、相談カードの管理等の事務に対応するため、次長以下、常時3名の二弁職員を震災対応の業務に配置した。

当会の法律相談センター運営委員会には二弁災害PT部会を新設し、東京三会復旧復興本部のバックアップに努めることとした。この部会では、月1回程度の会議やメーリングリスト等の情報交換を通じて、東京三会復旧復興本部の要請などに応えた。

以上のとおり、当会は、東京三会復旧復興本部の活動に当会の力のすべてを集中して、東日本大震災と原発事故に対する対応を実行した。

2 紛争解決への取組

平成23年8月12日には、当会の丸山輝久会員を団長とする東京三会原発被災者弁護団が結成され、現在当会会員2名が弁護団事務所に専従している。この弁護団は、東京三会復旧復興本部と連携しながら活動を行っていくことが確認された。当会からは107名（平成24年6月28日現在）の会員が弁護団に参加している。

平成23年8月29日には、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、原紛センターという）が開所し、原子力損害賠償紛争和解仲介室の次長に平成23年度当会副会長の出井直樹が就任した。原紛センターの仲介委員には51名、調査官には8名の会員が就任し、原発事故紛争解決に尽力している。

3 拠点事務所の設置

東京三会復旧復興本部では、原発事故による被害救済のために現地に拠点となる場所を設ける必要性を早くから認識し、その方向を模索していた。東京三会の協議を踏まえ、当会の公設事務所である東京フロンティア基金法律事務所の従たる事務所を南相馬に設置するという構想の下に、他県においても公益事件のために従たる事務所を開設することができるように公設事務所運営支援等規則を改正した。しかし、この構想自体は実現せず、諸般の事情から、日弁連が災害支援に特化したひまわり事務所を設置する方向で現在準備が進められている。

一方、南相馬市においては、原紛センターに対する集団申立ても始まっており、これに対応するため、東京フロンティア基金法律事務所の従たる事務所長候補であった当会会員の西ヶ谷尚人弁護士が福島会に登録換えをし、みなみそうま法律事務所を開設した。平成24年6月25日には開所式が行わ

れ、活動を継続中である。

4 義捐金活動

震災直後から義援金募集活動を実施し、集まった義援金総額金 2407 万 0095 円から、日弁連経由で赤十字へ金 700 万円、仙台弁護士会、岩手県弁護士会及び福島県弁護士会に各金 500 万円を贈っ

た。更に仙台弁護士会には震災 ADR のために仲裁特別会計から 500 万円を別途贈った。また、被災地に赴任している当会出身の公設事務所長（久慈ひまわり、宮古ひまわり、釜石ひまわり、相馬ひまわり、陸前高田ひまわり）に、各 20 万円のお見舞い金を贈呈し、残額はみなみそうま法律事務所の西ヶ谷元会員に贈った。